

市内事業者 各位

岡崎市長 中根 康浩

サービス管理責任者等実践研修に係る実務経験（OJT）の
特例に関する届出について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

さて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修については、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）は「2年以上」とされておりますが、令和5年6月30日付で告示が改正され、特例として、基礎研修受講開始時において既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たす者（以下「実務経験者」という。）が、障がい福祉サービスに係る個別支援計画作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、実務経験（OJT）を「6月以上」とすることが認められました。

つきましては、特例の要件を満たし、実践研修を受講する場合は、下記のとおり届け出るようお願いいたします。

記

1 特例措置で実践研修を受講する場合の要件

以下(1)～(3)のすべてを満たしていること。

- (1) 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- (2) 基礎研修修了後に、障がい福祉サービス事業所等において個別支援計画作成の一連の業務に6か月以上（概ね10件以上）従事している。
 - ・ サービス管理責任者等のもとで個別支援計画の原案作成までの一連の業務に従事している場合。
→下表(ア)～(ウ)－1の業務に従事していること。
 - ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けている事業所の実務経験者、または、令和3年度末までに実務経験者で基礎研修を修了した者が、サービス管理責任者等とみなして配置されている場合。
→下表(ア)(イ)、(ウ)－2～(オ)の業務に従事していること。

(ア)	利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
(イ)	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
(ウ)－1	個別支援計画の作成に係る会議に参加し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。
(ウ)－2	上記(ウ)－1の会議を開催する。
(エ)	原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て個別支援計画を利用者に交付する。
(オ)	定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。

(3) 上記の業務に従事することについて指定権者に届出を行っている。

2 指定権者への届出について

(1) 提出物

以下ア～エを OJT を実施した事業所から 提出してください。

ア サービス管理責任者等実践研修受講に係る実務経験（OJT）の特例に関する届出書

イ 実務経験証明書

※ 基礎研修受講開始時にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験を満たしていることがわかるものであること。

※ 必要に応じて資格証の写しを添付すること。

ウ 基礎研修修了証の写し

エ 勤務形態一覧表（OJT 開始日が属する月のもの）

※ 資格欄に「OJT」と記入すること。

(2) 提出期限・提出先

実践研修の受講申込時までにより下記担当に郵送にて提出してください。

(3) その他

届出を受理・審査後、届出書の写しを事業所宛にメールで送付します。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp